

平成 31 年 2 月 26 日

福島県知事 内堀雅雄 様

只見の自然に学ぶ会

代表 新国 勇

(事務局)

〒968-0421 福島県只見檜戸字館ノ川 1587 渡部方

T E L & F A X 0241-82-3242

www.fukosya.com/manabu.html

福島県が管理する道路における除草剤の使用中止について（申し入れ）

日頃より、福島県民の生活向上のために邁進されていることに敬意を表します。

本会は、地域の自然資源を活かしたまちづくりを目指して活動している団体です。会員は 80 名を数え、これまでの活動から平成 22 年に南会津地方植樹祭において緑化功労賞、福島民友新聞社からはみんゆう環境賞を受賞しております。

さて、昨年 8 月、福島県が管轄する南会津郡只見町内の公道沿線において除草剤が使用されたことを確認しています。把握した箇所は、国道 252 号田子倉地内、同石伏地内、同塩沢地内、さらに国道 289 号線梁取地内、同大倉地内、さらに県道 153 号小林会津宮下停車場線布沢地内でした。これらは風光明媚な山岳や湖沼のなかを走る公道です。ブナの深緑の中、道路沿いの植物群落は赤褐色に枯れ上がっていました。除草剤が使用された箇所は、越後三山只見国定公園内および只見柳津県立自然公園内でもあります。さらに重大なことは、本行為がユネスコ M A B 計画に基づく只見ユネスコ B R（只見ユネスコエコパーク）の指定地域内において実施されたことです。

すぐれた自然の風景地を保護するための自然公園法、そして貴重な生態系を守り、人と自然の持続可能な社会を築くモデル地域であるユネスコ B R の理念を無視した行為というしかありません。

当会員の多くは、町内のブナ林など自然に触れることを目的に来町した観光客を案内する町公認自然インストラクターを行っています。昨年は目

的地までの道すがら、道路沿いの赤茶けた植物群落を見せながら案内するのにたいへん恥ずかしい思いをしたという声があがっています。国定公園と県立自然公園、さらにはユネスコBRにも指定されている「自然首都・只見」の誇りを足元から汚されてしまったからです。同様の苦情は、多くの町民からも寄せられています。

除草剤の使用は、生態系および人体への影響を考慮して極力避けることはいまや世界の潮流です。環境意識の高まりの中、除草の省力化と予算削減という目先の目的達成だけでは済ませられない問題です。

東京電力福島原子力発電所事故による風評被害払拭のため、福島県による数々の施策が講じられ、成果が見られはじめたなかにおいて、同じ福島県において今回のような行為が行われたことは、遺憾の極みと言わざるを得ません。まして、只見柳津県立自然公園を越後三山只見国定公園に編入するという動きがあるなかにおいて、それに泥を塗る行為ともいえます。

只見ユネスコBR、越後三山只見国定公園、只見柳津県立自然公園という国内屈指の傑出した自然環境を有する只見町において、住んでいる住民がなさけなく感じ、訪問した人々から眉をひそめられるようなことを二度としないよう毅然とした道路行政を行っていただきたいと切望いたします。

福島県においては、除草剤の使用によって生態系保全と景観維持を無視する道路管理を行ったことに猛省を促すとともに、今後はその使用を中止することを強く申し入れます。